

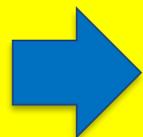
【議案説明資料】

諮問101号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する
都市計画上の支障の有無について

平成29年7月31日 鳥栖市都市計画審議会

鳥栖市都市計画審議会への付議理由について

- ①都市計画区域内の廃棄物処理施設は、その位置を都市計画決定しているものでなければ、新築・増築できません。
- ②都市計画決定されていない場合は、県が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認め、許可した場合は、新築・増築が可能(建築基準法第51条但し書き許可)となります。



今回、申請者から佐賀県に対し廃棄物処理施設(産業廃棄物)設置許可申請(建築基準法第51条但し書き)があり、佐賀県から申請地である鳥栖市に対し意見照会があったため、本市都市計画審議会へ諮問・ご審議いただくものです。

産業廃棄物処理施設の法令等の位置づけ

建築基準法 第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令 130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

第2項イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から13号の2までに掲げる**産業廃棄物の処理施設**

■産業廃棄物の処理施設とは・・・

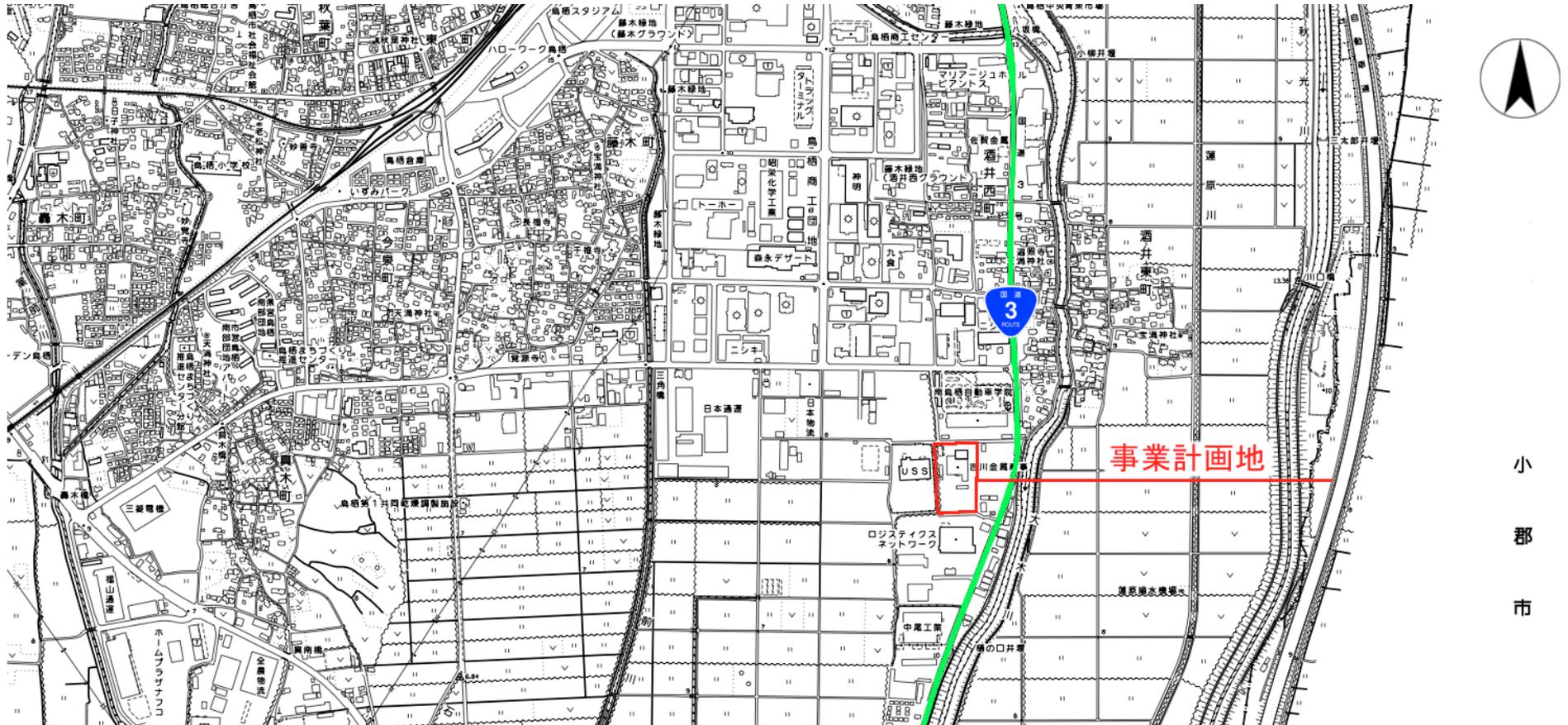
○廃棄物処理法施行令 7条（産業廃棄物処理施設）

第7号 廃プラスチック類の破碎施設であって、**1日あたりの処理能力が5トンを超えるもの**



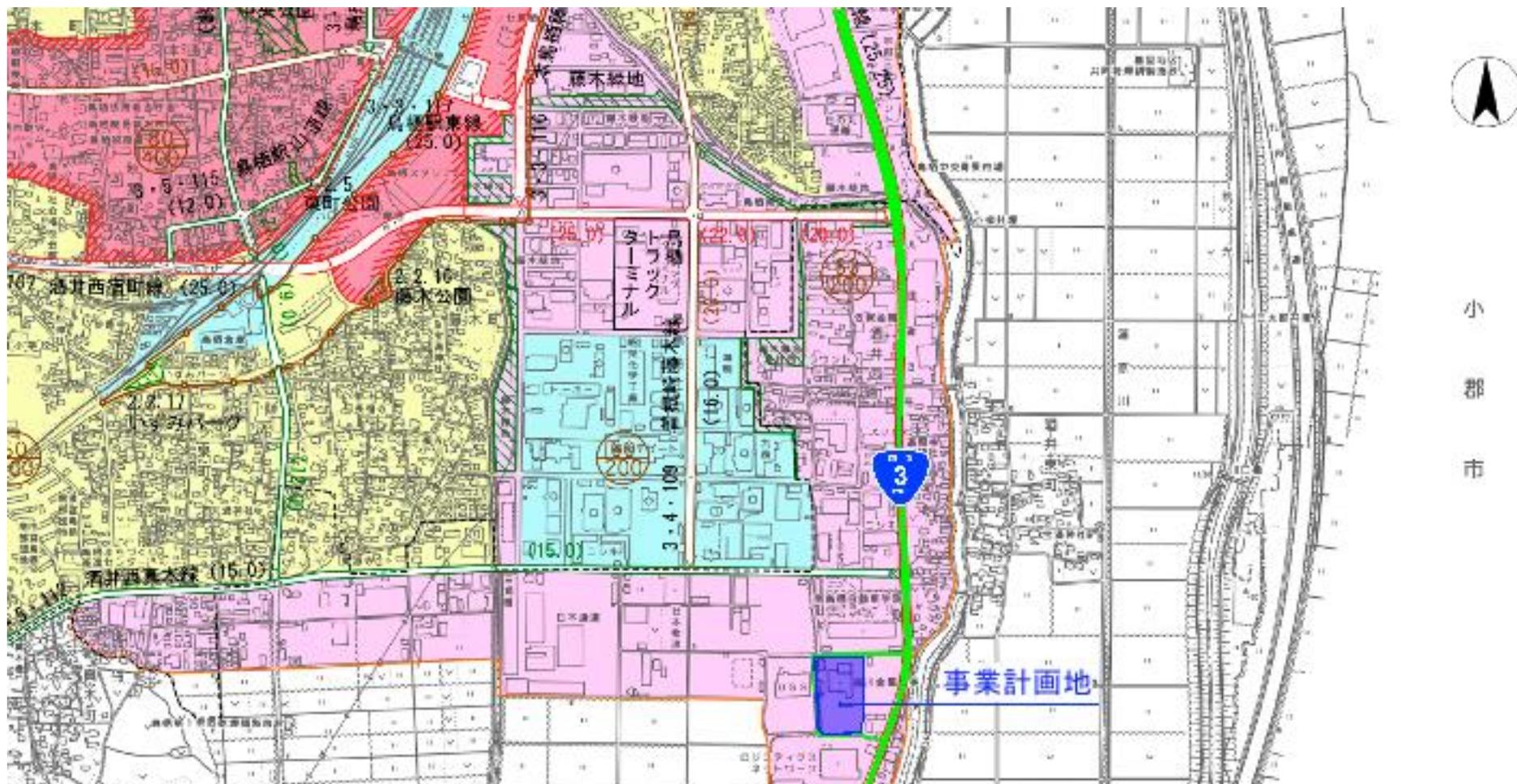
今回申請された処理施設の1日あたりの処理能力が5トンを超えるため、産業廃棄物処理施設に該当＝建基法51条許可が必要となります。

位置図



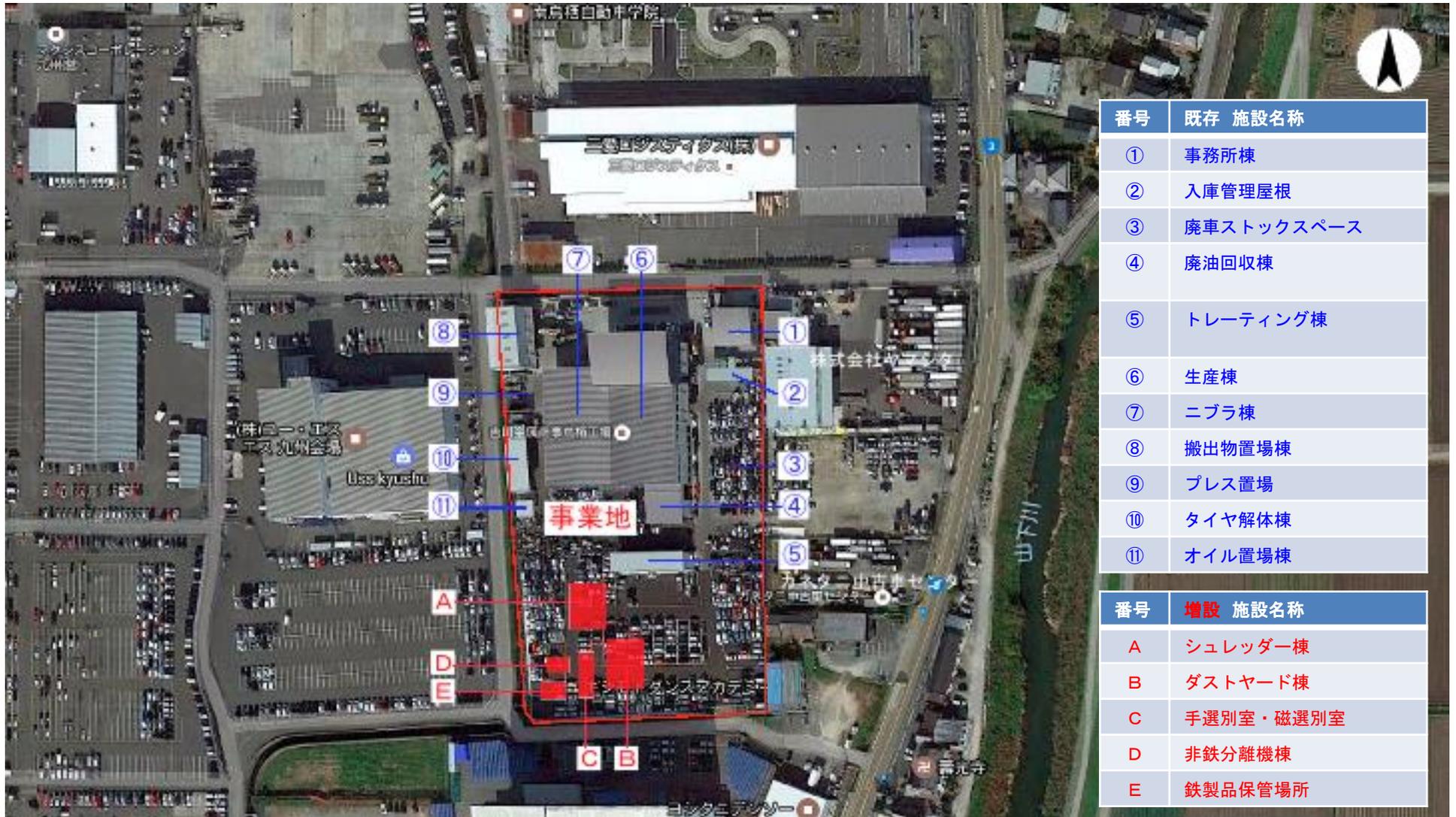
位置 : 鳥栖市酒井西町661番1、663番1、664番、665、666番、667番1、667番2、668番
株式会社吉川金属商事鳥栖工場
面積 : 18310.15㎡

都市計画上の位置



用途地域 : 準工業地域 建ぺい率60%、容積率200%

事業地航空写真



番号	既存 施設名称
①	事務所棟
②	入庫管理屋根
③	廃車ストックスペース
④	廃油回収棟
⑤	トレーティング棟
⑥	生産棟
⑦	ニブラ棟
⑧	搬出物置場棟
⑨	プレス置場
⑩	タイヤ解体棟
⑪	オイル置場棟

番号	増設 施設名称
A	シュレッダー棟
B	ダストヤード棟
C	手選別室・磁選別室
D	非鉄分離機棟
E	鉄製品保管場所

既存施設写真 1



① 事務所棟



② 在庫管理屋根



③ 廃車ストックスペース



④ 廃油回収棟



⑤ トレーディング棟



⑥ 生産棟

既存施設写真 2



⑦ ニブラ棟



⑧ 搬出物置棟



⑨ プレス置場



⑩ タイヤ解体棟



⑪ オイル置場棟

計画の概要

【事業者】株式会社吉川金属商事

本 社：長崎県諫早市多良見町化屋1894
鳥栖工場：鳥栖市酒井西町665外

現状 平成25年5月に鳥栖工場を建設し、佐賀県より産業廃棄物処分業（中間処理）、収集運搬業及び自動車リサイクル法の許可を受けて、使用済み自動車（廃自動車）部品の再利用・再資源化する事業を実施

計画 使用済み自動車再資源化の仕上げ段階である「**破碎処理施設**」を増設

既存部分

- ① 廃油、フロンガス回収、エアバッグ処理
- ② 再利用可商品の分離、商品化
- ③ エンジン等有価物の採取
- ④ 廃棄車両を圧縮（サイコロ状）
- ⑤ **他社へ搬出、破碎処理を委託**



今回「破碎処理施設」を増設

①～③に加え、破碎処理を行い、資源物とごみの分別、資源物の出荷までを一括管理し、さらなる再資源化を推進

【破碎処理施設の概要】

施設の種類：破碎施設

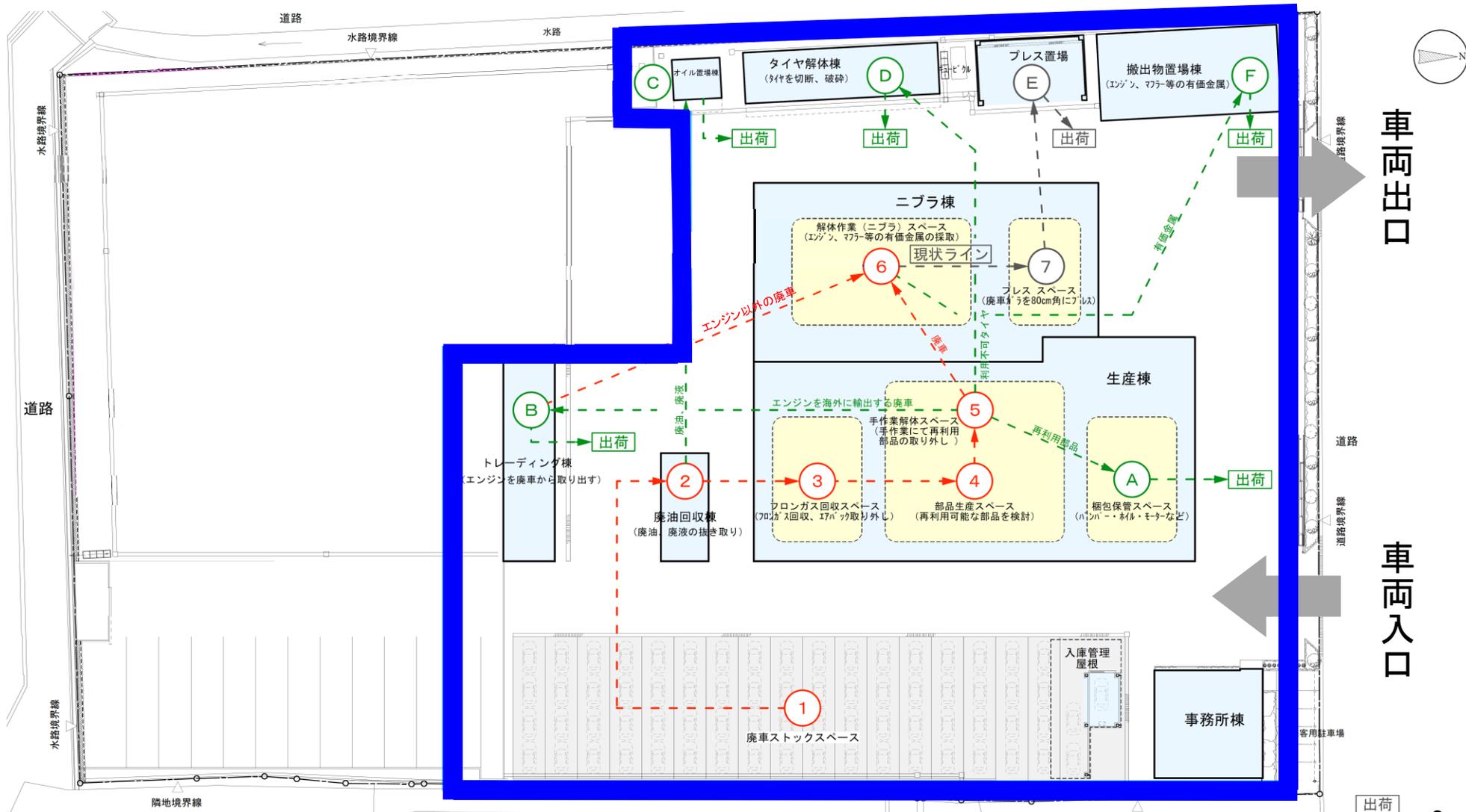
開設時期：平成30年12月

処理品目：廃プラスチック類

処理能力：廃プラスチック類 37t/日

増設前(現況)

リサイクルフロー



出荷

増設前(現況)

リサイクルフロー

① 廃車ストック



② 廃油回収



③ フロンガス回収



④ 部品生産



再生可能な部品を検討

⑤ 手作業解体



⑥ 解体作業



エンジン・マフラー等の
有価金属の回収

⑦ プレス



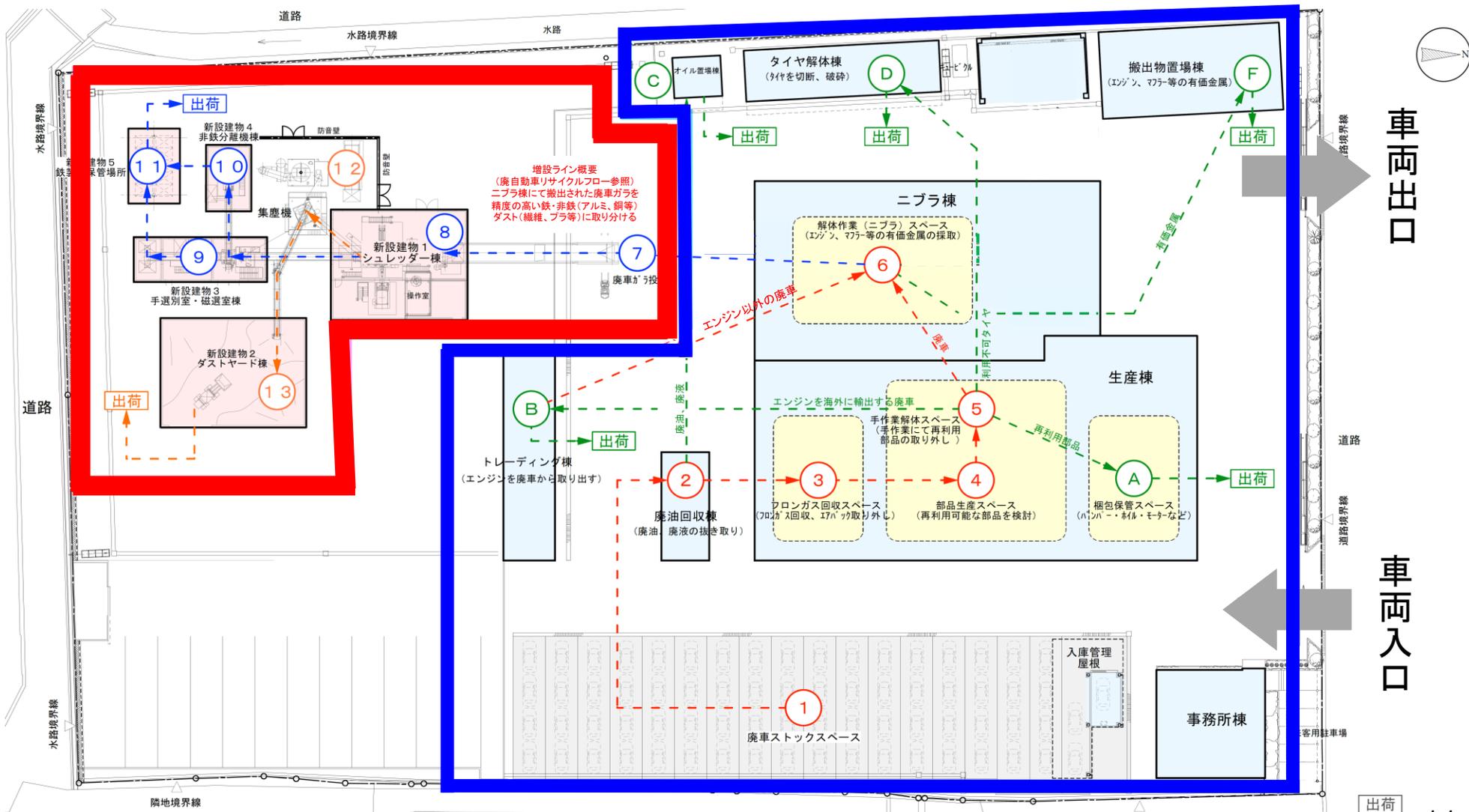
有価物を除去した廃自動車
を80cm角に圧縮

E プレス出荷



増設後

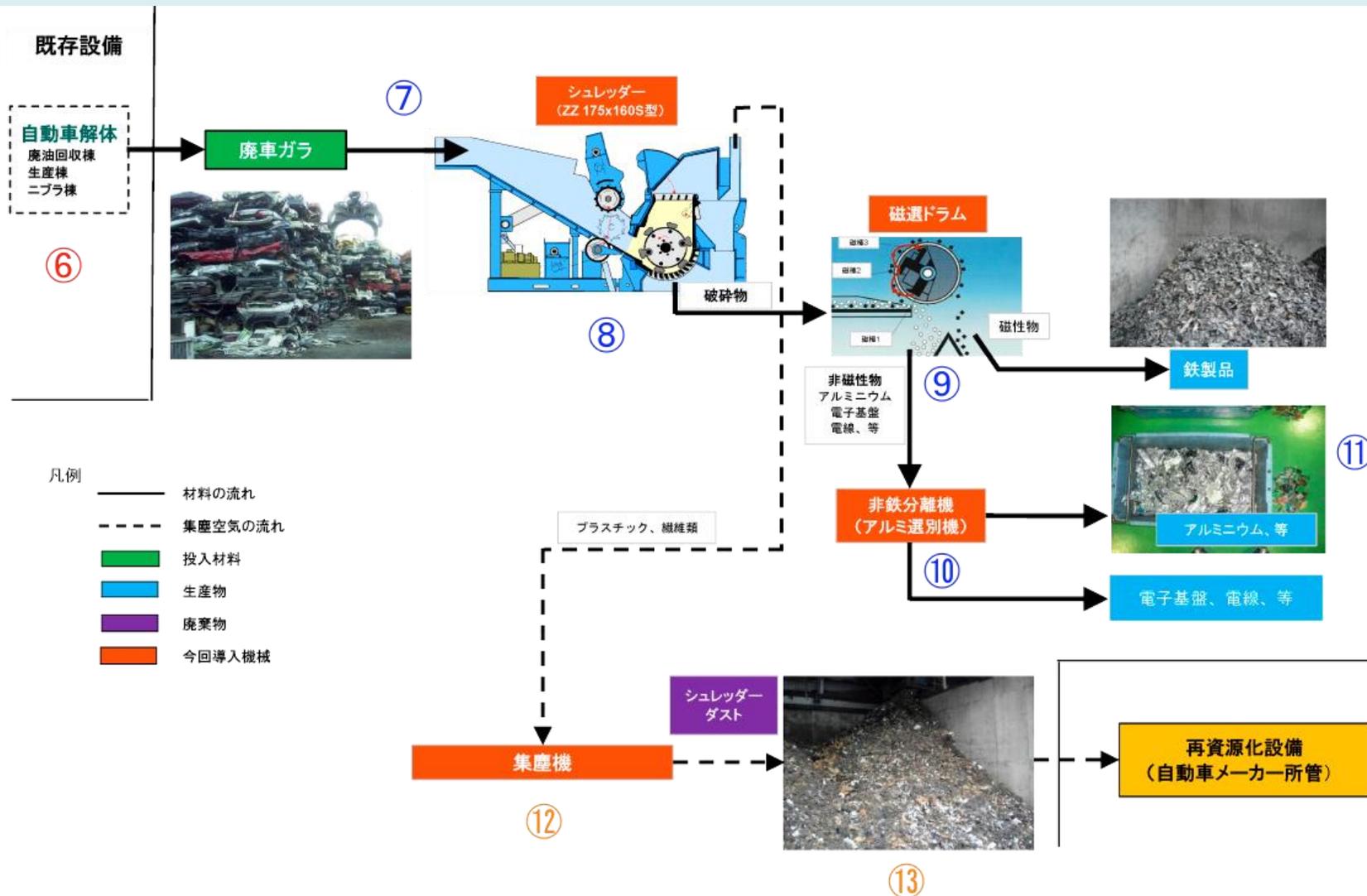
リサイクルフロー



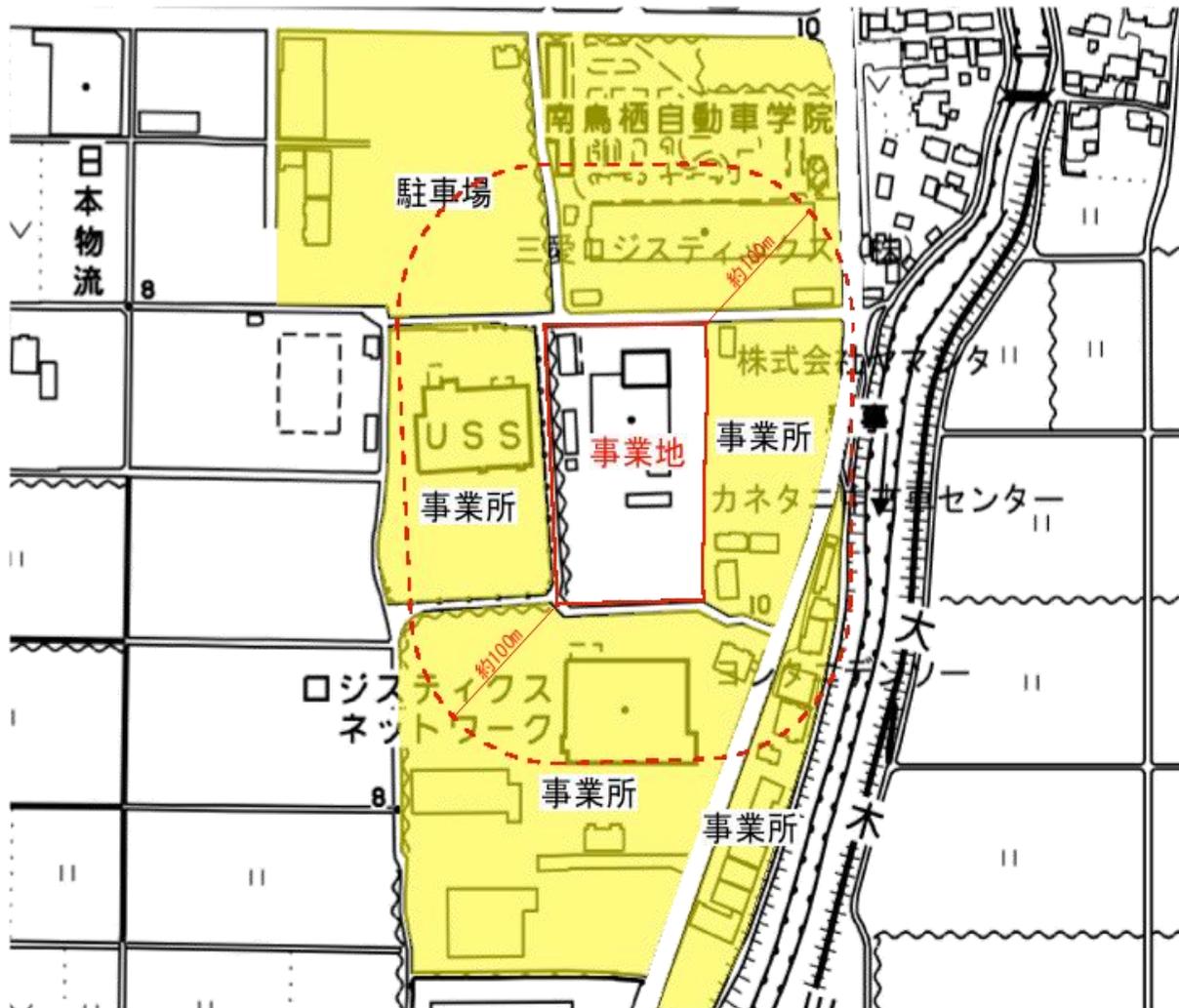
出荷

増設後

リサイクルフロー



事業地周辺の状況



周辺の概況

- ・ 事業地の前面道路は幅員 8.5 m に接道し、約 100 m 先には国道 3 号線がある。
- ・ 鳥栖商工団地の南部（準工業地域）に位置し、周辺に学校、病院、住宅、公園等の施設はない。
- ・ 直近の一般住宅は事業地から東北東約 120 m の位置にある。

周辺住民等への説明

- ・ 立地する酒井西町、隣接する藤木町、鳥栖商工センターへ個別に事業説明

時期：H29.5.22 藤木町、酒井西町
H29.5.30 商工センター

意見：反対意見なし

対応：藤木町、酒井西町と
環境保全協定締結済

車両搬出入ルート図



車両通行について

【車両通行時間】

8:30~17:00

【通行ルート】

敷地北側出入口から前面道路を経て
国道3号線へ

【通行量の影響】

搬入車両 約350台/月 (15台/日)

搬出車両 約15台/月 (0.5台/日)

増設後も搬出入とも同程度と見込んでおり、
道路交通に与える影響は少ない。

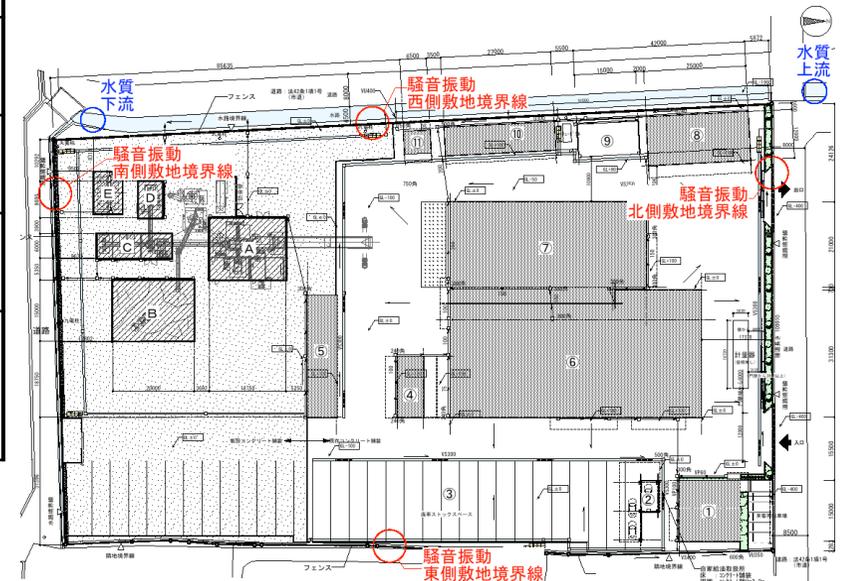


環境影響調査結果一覽

測定項目		測地点	測定値	予測値	規制基準値
騒音		北側	65	65	65dB (第3種区域)
		東側	62	64	
		南側	54	60	
		西側	59	60	
振動		北側	47	47	65dB (第2種区域)
		東側	47	48	
		南側	38	54	
		西側	43	59	
水質	pH	上流	8.6	現状維持	6.5 以上～8.5 以下
		下流	8.2	同上	
	BOD	上流	1.9	同上	5mg/L 以下
		下流	3.1	同上	
	SS	上流	2	同上	50mg/L 以下
		下流	2	同上	
	n-ヘキサ	上流	定量下限未満	同上	定量下限未満
		下流	定量下限未満	同上	

調査結果概要

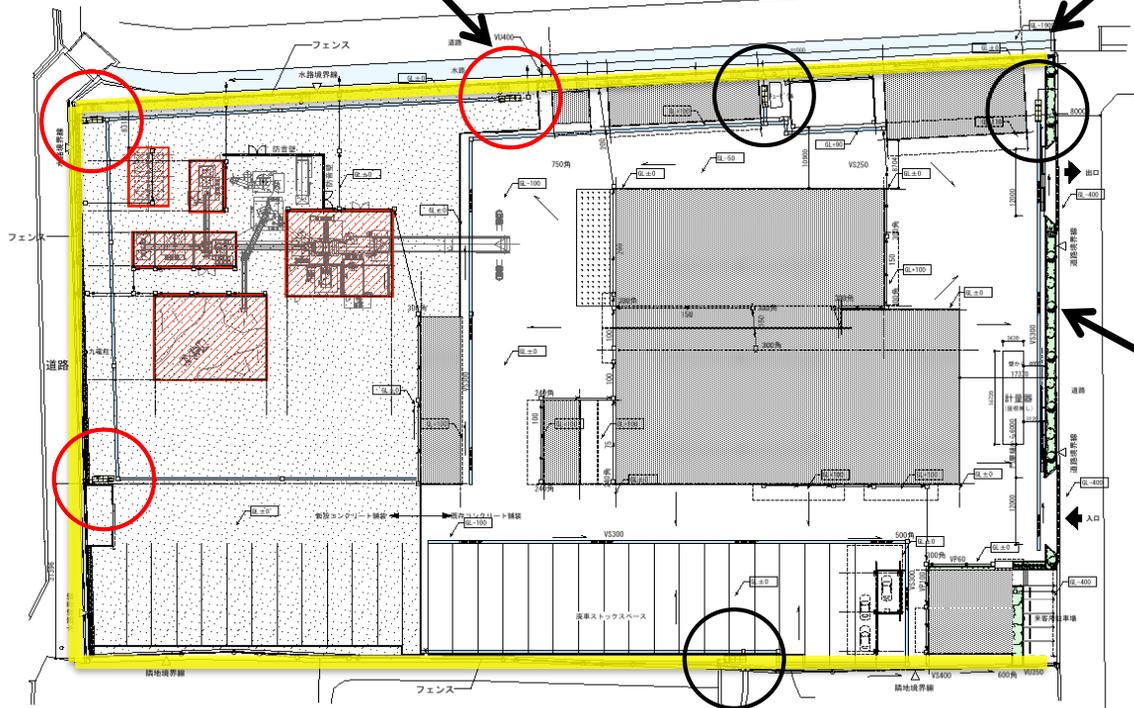
- ・騒音、振動において予測結果より、規制基準値を下回ることから周辺環境に及ぼす影響は軽微である。
- ・水質は現況を把握するために今回調査を行ったが、増設する破碎施設からの排水は無いため影響を及ぼすことは無い。



景観、環境配慮計画図



○既設
○新設



— メモ —